

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令 和 6 年 9 月

鳥 栖 市

9 月 市 議 会 定 例 会 議 案 一 覧 表

議案甲第24号	鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案甲第25号	鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例……………	6
議案甲第26号	鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	8
議案甲第27号	市道路線の廃止及び変更並びに認定について……………	9
議案甲第28号	鳥栖市教育委員会委員の任命について……………	後送
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	後送
議案乙第19号	令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）……………	別冊
議案乙第20号	令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第21号	令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第22号	令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第23号	令和5年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について……………	別冊
議案乙第24号	令和5年度鳥栖市水道事業会計決算認定について……………	別冊
議案乙第25号	令和5年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について……………	別冊
議案乙第26号	令和5年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について……………	別冊
報告第8号	継続費精算報告書について……………	12
報告第9号	専決処分事項の報告について……………	14
報告第10号	専決処分事項の報告について……………	16
報告第11号	専決処分事項の報告について……………	18
報告第12号	専決処分事項の報告について……………	20

議案甲第 2 4 号

鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前			改 正 後		
別表第 2			別表第 2		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略			略		
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）附則第 9 7 条第 1 項の福祉手	6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）附則第 9 7 条第 1 項の福祉手

		当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの			当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		略			略

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

児童手当法の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 25 号

鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和 55 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(助成の制限) 第 4 条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費を助成しない。 (1)～(3) 略 (4) 当該母子家庭の母若しくは当該父子家庭の父若しくは当該父母のない児童の養育者、それらの配偶者若しくは民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でそれらの者と生計を同じくするもの（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が、それぞれ次に掲げる額以上であるとき。 ア 略 イ 父母のない児童の養育者 政令第 2 条の 4 第 2 項に定める額（当該養育者が児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 9 条の 2 に規定する養育者に該当する場合は、<u>政令第 2 条の 4 第 7 項に定める額</u>） ウ 母子家庭の母若しくは父子家庭の父若しくは父母のない児童の養育者の配偶者又は扶養義務者 <u>政令第 2 条の 4 第 8 項に定める額</u>	(助成の制限) 第 4 条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費を助成しない。 (1)～(3) 略 (4) 当該母子家庭の母若しくは当該父子家庭の父若しくは当該父母のない児童の養育者、それらの配偶者若しくは民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でそれらの者と生計を同じくするもの（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が、それぞれ次に掲げる額以上であるとき。 ア 略 イ 父母のない児童の養育者 政令第 2 条の 4 第 2 項に定める額（当該養育者が児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 9 条の 2 に規定する養育者に該当する場合は、<u>政令第 2 条の 4 第 6 項に定める額</u>） ウ 母子家庭の母若しくは父子家庭の父若しくは父母のない児童の養育者の配偶者又は扶養義務者 <u>政令第 2 条の 4 第 7 項に定める額</u>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和6年10月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第26号

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥栖市国民健康保険条例（昭和34年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第29条 本市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。	第29条 本市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

国民健康保険法の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 27 号

市道路線の廃止及び変更並びに認定について

市道のうち下記の路線を廃止し、及び変更し、並びに新たに路線を認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項及び同法第 8 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

記

1 路線の廃止

市道番号	路 線 名	起	点
		終	点
1 2 1 5	真 木 2 号 線	轟木町字一本柳 4 6 1 番地先	
		真木町字三郎丸 1 6 2 1 番 1 地先	
2 2 5 3	松 本 ・ 谷 口 線	神辺町字松本 7 6 2 番 1 地先	
		神辺町字谷口 5 1 7 番 5 地先	
2 3 2 2	赤 坂 ・ 剣 塚 線	永吉町字赤坂 8 0 0 番 2 2 地先	
		永吉町字剣塚 7 9 2 番 1 5 地先	
3 1 2 4	東 部 5 7 号 線	姫方町字本川 5 7 0 番 1 地先	
		姫方町字本川 5 6 7 番 1 2 地先	
3 1 8 8	曾 根 崎 前 3 号 線	曾根崎町字前 1 1 4 6 番 1 4 地先	
		曾根崎町字前 1 1 4 6 番 1 1 地先	
5 1 0 2	城 隣 能 1 号 線	三島町字城隣能 1 8 0 3 番地先	
		三島町字城隣能 1 8 1 4 番地先	
5 1 0 3	城 隣 能 3 号 線	三島町字城隣能 1 8 2 2 番 1 地先	
		三島町字城隣能 1 8 2 4 番地先	

2 路線の変更

市道番号	路 線 名	起 点
		終 点
1 2 2 0	五本黒木・一本柳線	轟木町字五本黒木 5 9 1 番 1 地先
		轟木町字一本柳 4 6 3 番 1 地先

3 路線の認定

市道番号	路 線 名	起 点
		終 点
1 2 1 5	真 木 2 号 線	轟木町字一本柳 4 5 8 番地先
		真木町字三郎丸 1 6 2 1 番 1 地先
2 3 2 2	赤 坂 ・ 剣 塚 線	永吉町字赤坂 8 0 0 番 2 2 地先
		永吉町字剣塚 7 9 0 番 2 地先
2 3 4 6	下 天 4 号 線	田代大官町字下天 7 6 5 番 3 8 地先
		田代大官町字下天 7 6 5 番 3 3 地先
2 3 4 7	田 代 本 中 尾 線	田代本町字中尾 1 1 2 3 番 3 4 地先
		田代本町字中尾 1 1 2 3 番 2 8 地先
2 3 4 8	赤 坂 3 号 線	永吉町字赤坂 7 9 7 番 6 地先
		永吉町字赤坂 7 9 6 番 1 4 地先
2 3 4 9	萱 方 前 田 6 号 線	萱方町字前田 9 9 番 2 4 地先
		萱方町字前田 9 9 番 3 4 地先
2 3 5 0	萱 方 前 田 7 号 線	萱方町字前田 1 0 3 番 1 5 地先
		萱方町字前田 1 0 3 番 1 1 地先
3 1 8 8	曾 根 崎 前 3 号 線	曾根崎町字前 1 1 4 9 番 1 地先
		曾根崎町字前 1 1 4 6 番 1 1 地先
4 3 6 3	大 平 田 5 号 線	平田町字大平田 3 1 9 4 番 4 地先
		平田町字大平田 3 1 9 4 番 1 5 地先
4 3 6 4	東 前 ・ 大 平 田 線	平田町字東前 3 0 8 8 番 1 地先
		平田町字大平田 3 1 9 4 番 1 8 地先

4 3 6 5	東 前 1 5 号 線	平田町字東前 3 0 8 8 番 1 0 地先
		平田町字東前 3 0 8 8 番 1 7 地先
4 3 6 6	大 平 田 6 号 線	平田町字大平田 3 1 9 0 番 8 地先
		平田町字大平田 3 1 9 0 番 1 0 地先
4 3 6 7	大 平 田 7 号 線	平田町字大平田 3 1 9 4 番 1 4 地先
		平田町字大平田 3 1 9 4 番 8 地先
5 1 0 2	城 隣 能 1 号 線	三島町字城隣能 1 8 0 3 番地先
		三島町字城隣能 1 8 0 3 番 1 地先
5 1 0 3	城 隣 能 3 号 線	三島町字城隣能 1 8 2 2 番 1 地先
		三島町字城隣能 1 8 2 4 番 1 地先
5 3 0 0	村 田 三 本 松 8 号 線	村田町字三本松 8 3 番 2 地先
		村田町字三本松 8 3 番 6 地先

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

報告第 8 号

継続費精算報告書について

防災設備移設事業、田代小学校大規模改造事業及び陸上競技場改修事業の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 2 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和5年度鳥栖市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1 消 防 費	防災設備移設事業	4	円 12,954,000	円 0	円 0	円 0	円 12,954,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 12,954,000	円 0	円 0	円 0	円 12,954,000	
			5	11,158,000	0	0	0	11,158,000	24,112,000	0	0	0	24,112,000	△12,954,000	0	0	0	△12,954,000
			計	24,112,000	0	0	0	24,112,000	24,112,000	0	0	0	24,112,000	0	0	0	0	0
10 教 育 費	2 小 学 校 費	田代小学校大規模改造事業	3	190,000,000	0	142,500,000	30,000,000	17,500,000	173,600,000	0	128,000,000	32,143,000	13,457,000	16,400,000	0	14,500,000	△2,143,000	4,043,000
			4	620,000,000	0	465,000,000	100,000,000	55,000,000	566,066,844	0	420,300,000	106,409,000	39,357,844	53,933,156	0	44,700,000	△6,409,000	15,642,156
			5	374,864,000	0	333,000,000	30,000,000	11,864,000	445,195,230	0	380,700,000	34,813,000	29,682,230	△70,331,230	0	△47,700,000	△4,813,000	△17,818,230
			計	1,184,864,000	0	940,500,000	160,000,000	84,364,000	1,184,862,074	0	929,000,000	173,365,000	82,497,074	1,926	0	11,500,000	△13,365,000	1,866,926
	5 保 健 体 育 費	陸上競技場改修事業	4	184,080,000	92,040,000	82,800,000	0	9,240,000	184,080,000	92,040,000	82,800,000	0	9,240,000	0	0	0	0	0
			5	136,743,000	63,000,000	56,700,000	0	17,043,000	136,742,700	63,000,000	56,700,000	0	17,042,700	300	0	0	0	300
			計	320,823,000	155,040,000	139,500,000	0	26,283,000	320,822,700	155,040,000	139,500,000	0	26,282,700	300	0	0	0	300

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和6年5月30日

鳥栖市長 向 門 慶 人

施設の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	1 3 6 , 2 7 9 円

2 事件の概要

令和6年5月19日午後4時30分ごろ、コカ・コーラボトラーズジャパン鳥栖市民の森駐車場において、自家用車の前輪が老朽化した車止めに接触した際、地面から剥離した当該車止めにフロントバンパーが接触し、損傷した。

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和6年6月25日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
三養基郡上峰町大字前牟田 1 8 9 6 番地 社会福祉法人ガジュマル 理事長 今村 一郎	2 1 6 , 0 0 0 円

2 事件の概要

令和 6 年 3 月 1 日午前 1 0 時ごろ、社用車で市道牛原・原田 2 号線（鳥栖市古賀町 5 5 4 番地先）を走行中、側溝のグレーチング上を通行したところ、グレーチングが跳ねた衝撃で、車両底部等を損傷した。

報告第 11 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 32 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 2 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 32 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 1 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	40,000円

2 事件の概要

令和6年3月26日午後7時ごろ、原動機付自転車で市道永吉・重田線（鳥栖市姫方町664番地先）を走行中、路面の陥没部に前輪が落輪した衝撃で転倒し、負傷するとともに車両が全面的に損傷した。

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和6年8月16日

鳥栖市長 向 門 慶 人

施設の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
鳥栖市柚比町 3 7 0 番地口 天満神社 代表役員 梶田 辰則	2 1 7 , 8 0 0 円

2 事件の概要

梅雨による長雨等により、田代公園内の本市が管理する樹木が隣接する天満神社（鳥栖市柚比町 3 7 0 番地 2）に向かって倒れ、同神社の銅板屋根を損傷した。